資料　2

これまでの議論の論点整理について

～第１回・第２回検討委員会のまとめ～

○　遺伝子組換え作物に対する見解

・遺伝子組換え作物の今後の可能性や、将来の食料危機懸念等を考えると研究を進めるべきとの意見。
・一方、安全性に不明な点があることや、県産農産物に与えるイメージ等から規制すべきとの意見。

○　試験研究と一般栽培について

・試験研究と一般栽培は全く次元の違う話であり、試験研究イコール一般栽培と勘違いされることは問題との意見。
・一方、試験研究といえども環境や生態系に不明な点が多くある中で、屋外試験は不安との意見。

○　情報公開について

・県内での栽培については県民が早い時期から計画内容がわかるようにする必要があり、県も情報提供する仕組みをつくるべきとの意見。
・また、国の実験指針では説明会の範囲等、情報提供の規定が不明確であるとの意見。

○　県関与の手法について

・一般作物との交雑防止等について、規制がないのであれば、その部分は規制すべきとの意見。
・試験研究については国の実験指針もあり、規制から外すべきとの意見。
・権利を制限したり義務を課するのであれば条例化が必要との意見。また情報提供等、県としての責務も謳うべきとの意見。
・国が承認した内容についても、県として第３者機関を設けて更に審査するような制度とすべきとの意見。

これまでの議論で意見が概ね一致した事項

①　遺伝子組換え作物に関する試験研究の推進は、今後も必要である。
②　県民、消費者等に対する情報提供は重要であり、より分かりやすい情報提供を行っていく必要がある。
③　県の関与のあり方については、試験研究と一般栽培は明確に分けて検討していく必要がある。